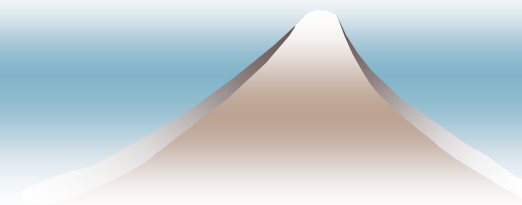


千葉県における建設副産物対策 について

平成19年3月15日

千葉県 県土整備部



目 次

1. はじめに
2. 千葉県の産業廃棄物の現状
3. 千葉県の建設副産物のリサイクル対策
4. 建設発生土リサイクル促進行動計画の取り組み

1 はじめに

千葉県取り組み

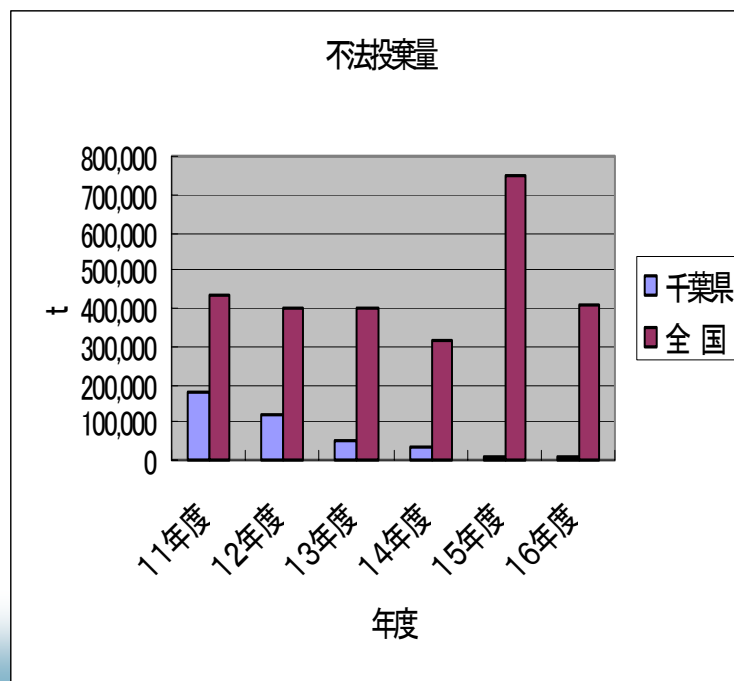
- 1) 産業廃棄物等の不法投棄・不適正処理
- 2) 建設副産物(特に木くず、汚泥の建設廃棄物)の発生抑制、再利用、再資源化の推進
- 3) 建設発生土等の発生時から処分までの総合的な管理

2. 千葉県の産業廃棄物の現状

(1) 千葉県と全国の産業廃棄物不法投棄量 (10t以上の不法投棄)

単位 : t

年 度		千葉県	全 国	対全国比率
不法投棄量	11年度	179,543	433,293	41.4% (ワースト1)
	12年度	121,404	403,274	30.1% (ワースト1)
	13年度	47,731	241,676	19.7% (ワースト1)
	14年度	36,007	318,181	11.3% (ワースト2)
	15年度	11,712	744,978	1.6% (ワースト3)
	16年度	9,275	410,824	2.2% (ワースト8)

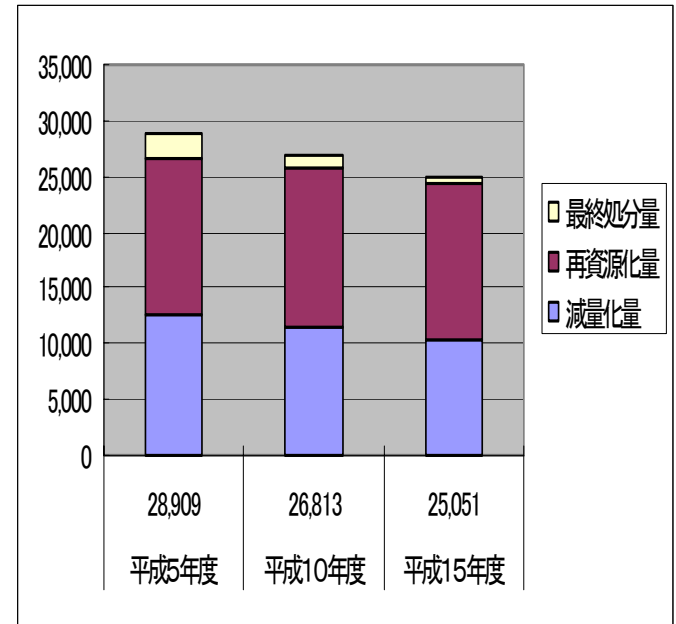


* 千葉県調査及び環境省の調査結果による

(2) 千葉県の産業廃棄物の減量化・再資源化・最終処分量

単位 (千t、%)

		平成5年度		平成10年度		平成15年度	
県内排出量		28,909	(100)	26,813	(100)	25,051	100)
内 訳	減量化量	12,670	(43.8)	11,535	(43.0)	10,260	(41.0)
	再資源化量	13,933	(48.2)	14,121	(52.7)	14,033	(56.0)
	最終処分量	2,306	(8.0)	1,156	(4.3)	757	(3.0)



* 千葉県調査による

3. 千葉県の建設副産物のリサイクル対策

(1) 千葉県建設リサイクル推進計画2003の概要

(1) 基本的考え方

(ア) 循環型社会経済システムの構築の必要性

(イ) 建設リサイクル推進に当たっての基本理念

・3Rの推進、廃棄物対策の優先順位

- ① 排出抑制(リデュース)
- ② 再使用(リユース)
- ③ 再生利用(マテリアル・リサイクル)
- ④ 熱回収(サーマル・リサイクル)
- ⑤ 適正処分

(2) 建設副産物リサイクル計画の実績と目標値

対象品目		<参考> 平成14年度 実績	平成17年度 目標	平成17年度 実績	平成22年度 目標
再資源化率	a) アスファルト・コンクリート塊	97.8%	100%	100%	100%
	b) コンクリート塊	99.8%	100%	100%	100%
	c) 建設発生木材	80.8%	60%	62%	65%
再資源化・縮減率	d) 建設発生木材	96.9%	90%	91%	95%
	e) 建設汚泥 *脱水等による縮減を含む	89.8%	60%	91%	75%
	f) 建設混合廃棄物	平成12年度 排出量(235千 トン) 対し て30%削減	平成12年度 排出量対し て25%削減	平成12年度 排出量対し て39%削減	平成12年度 排出量対し て50%削減
	g) 建設廃棄物全体	94.4%	88%	96%	91%
有効利用率 h) 建設発生土		64.2%	75%	71%	90%

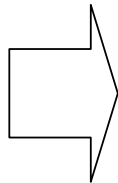
(3) 建設発生土の有効利用の促進

工事名： 県土整備部、農林水産部等の道路、河川、公園、造成等の土工工事
概要： 現場内で発生した建設残土を他の公共工事の盛土用土砂として再利用をする。

効果

- 建設発生土を他工事再利用の土砂として活用することで、建設副産物の利用促進とコスト縮減が図れる。
- 県全体で約137万立方メートルの土砂を再利用。約28億円のコスト縮減に寄与。

従来
= 建設発生土を処分



土地造成の盛土材に活用



道路の路体用土砂として活用



(4) 建設副産物のリサイクル推進

工事名： 県土整備部、農林水産部等の道路、河川、漁港等の工事
概要： 現場内で発生したコンクリート塊を小割し、路盤、捨石、基礎、根固材等として再利用をする。

効果

- 建設発生コンクリート塊を現場内で加工して各種材料として活用することで、建設副産物の利用促進とコスト縮減が図れる。
- 県全体で38件の現場でコンクリート塊を再利用。約24百万円のコスト縮減に寄与。

従来
コンクリート
廃材処分

現場で小割加工



道路路盤に活用



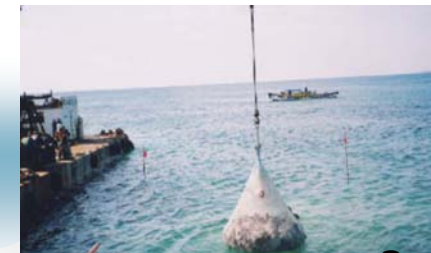
護岸捨石に活用



基礎材に活用



袋詰め根固材に活用



(5) 千葉県における建設発生木材リサイクル促進 行動計画(平成17年10月)

関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会
建設発生木材のリサイクル推進方策等に関する連絡部会
千葉WG(平成16年2月10日)

排出事業者	(社)建築業協会 千葉県解体工事業協同組合 (社)全国建設業協会 (社)住宅生産団体連合会
中間処理業者	(社)千葉県産業廃棄物協会 全国木材資源リサイクル協会連合会 関東建設廃棄物協同組合
木材需要者 行政機関	東京電力(株)、新日本製鐵(株)、JFEスチール(株)、東京ボード工業(株) 国土交通省、環境省、千葉県

1) 行動計画策定の背景

特定建設資材の再資源化率 (平成14年度、千葉県)

コンクリート塊	99.8%
アスファルト・ コンクリート塊	98%
建設発生木材	79%

産業廃棄物の不法投棄量

	うち千葉県内	全国
平成12年度	12.1万t	40.3万t
平成13年度	4.8万t	24.2万t
平成14年度	3.6万t	31.8万t



平成15年8月、千葉県佐倉市にて不適正に堆積された木材チップの自然発火による火事が発生

2) 行動計画の概要

I 建設発生木材の不適正処理の防止

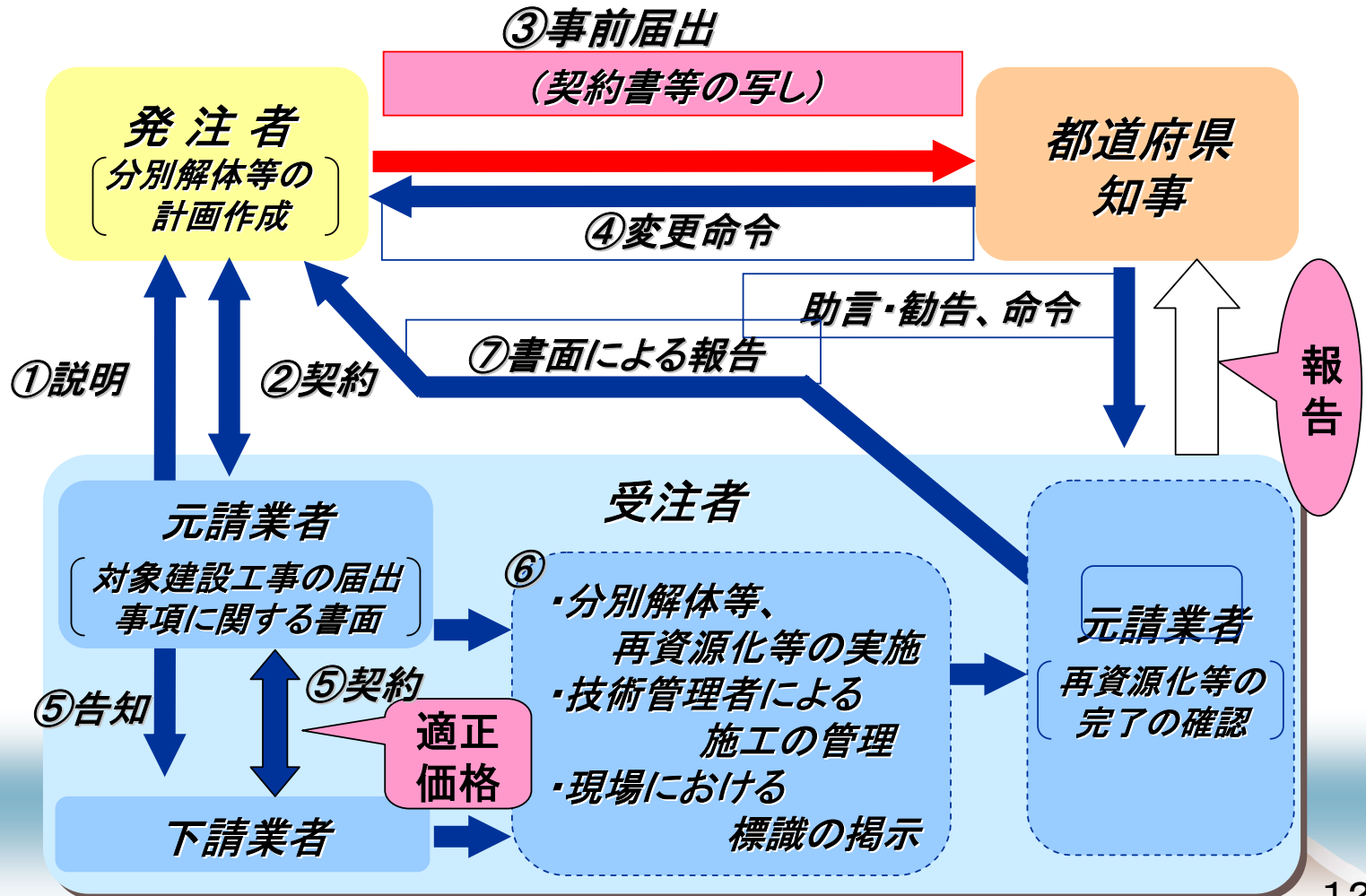
II 建設発生木材の排出量の削減と
リサイクルの推進

1 リデュース・リユースの推進

2 リサイクルの推進

III 不適正処理防止・リサイクル推進のための支援策

3) 発注者・受注者間の契約の確認 (行政への報告が課題)



4. 建設発生土リサイクル促進行動計画の取り組み

(1) 建設発生土等の有効利用に関する行動計画 (平成15年10月国土交通省)

具体的施策(1)

(千葉県での取り組み) ↓

施策1 公共工事土量調査の実施

(毎年度フォローアップ調査)

施策2 建設発生土等の指定処分の徹底

(民間工事の実態把握)

施策3 建設発生土等の工事間利用の促進

(工事間利用調整会議の充実)

具体的施策(2)

施策3 建設発生土等の工事間利用の促進

(工事間利用調整会議の充実)

1) 建設発生土等の工事間利用の促進施策の実施

(汚泥処理土の再生利用)

①各地方建設副産物対策連絡協議会等の再活性化

(ブロック別講習会の充実)

②建設発生土情報交換システムの改善

(市町村加入約5割の普及)

③建設リサイクルガイドラインの強化

(民間工事への指導徹底)

④ストックヤードの活用

(新たに千葉市川崎町に確保)

⑤民間の活用

(内陸処分地の確保)

具体的施策(3)

施策3 建設発生土等の工事間利用の促進

(工事間利用調整会議の充実)

2)「リサイクル原則化ルール」の効果の検証

(20km辺りが限界)

3)建設発生土の有効利用の総点検と行動計画の策定

(排出先を毎年度フォローアップ)

4)建設発生土の有効利用促進モデルブロック圏の設定

(今後の課題)

具体的施策(4)

施策4 建設発生土の広域利用の促進
(大規模プロジェクトへの活用)

施策5 建設発生土等の場外搬出量の削減
(自区域内処理の徹底)

施策6 法的対応の検討
(個別指定制度の簡素化)

施策7 汚染土壌への対応マニュアルの策定
(再生処理技術の活用)

施策8 廃棄物混じり土への対応マニュアル等の検討
(有効活用の仕組み)

(2) 建設発生土等の有効利用の促進

1) 行動計画の推進

- ① 公共工事土量調査の実施(建設副産物実態調査)
- ② 建設発生土等の工事間利用の促進
- ③ 利用基準の策定(適切な土質改良)
- ④ 技術基準の策定(建設汚泥の有効利用・個別指定制度の活用)

2) 民間工事を含む総合的な建設発生土等管理システム構築に向けた行政の連携

- ① 建設副産物フローの把握
- ② 内陸受入地の確保
- ③ 既存の情報交換システムの広域連携
- ④ 電子マニフェストシステム

(3) 建設汚泥有効利用の促進

- ◆ 地下空間利用拡大等による発生量の増大、最終処分場の逼迫
適正処理・再資源化コストを下回る安価な処理価格、不適正処理のおそれ
 - 監視規制の強化、適正処理費用負担の徹底
再生利用の受け皿整備、安価・有用な再資源化処理
- ◆ 廃棄物処理法の規制による有効利用の制約
自ら利用・個別指定制度の活用が不十分
 - 有償売却できる性状の基準、製品認証、施工マニュアル等の整備
廃棄物処理法上の手続きの明確化・簡素化
- ◆ 安価かつ多量の建設発生土との競合によるリサイクルの阻害
県外からの多量流入
 - 再資源化製品の利用確保、公共事業における率先利用
新たな利用用途の開発(環境再生事業等)
自治体との連携